

盲学校・聾学校整備基本計画（案）の概要

一 盲学校・聾学校整備基本計画策定までの経緯一

○ 盲学校・聾学校の現状

盲学校・聾学校では、施設が老朽化しており、増改築を繰り返したことから動線が複雑化し、児童生徒の学習活動に支障が生じている。

児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に応じた施設整備が課題である。

○ 「障害児教育改革検討委員会」からの提言

平成18年2月に、「障害児教育改革検討委員会」報告書が提出され、「盲学校と聾学校は盲学校校地に併置することが望ましい」との提言をいただく。

○ 盲学校・聾学校の併置について

平成18年10月の定例教育委員会において、両校を同一敷地に設置し、設置場所を盲学校校地と決定した。

○ 「特別支援教育のあり方検討委員会」からの提言

平成19年3月に、「特別支援教育のあり方検討委員会」報告書が提出され、「特別支援学校に期待されるセンター的機能について」の提言をいただく。

第1章 盲学校・聾学校のあり方

1 併置の特色を生かした学校づくり

両校が対象とする障害種別は異なるが、ともに幼稚部から高等部まで設置し、将来の自立と社会参加に向けた学校づくりを進めるなど、共通点のある学校である。

また、両校とも、障害の重度・重複化に応じた専門的な支援や中・高等部における進学に対応した教科指導、高等部における職業教育など、共通の課題を抱えている。

今回、両校を併置するにあたり、その特色を生かした教育を開発するとともに、共通に持つ課題の解決を図ることにより、一人ひとりが生き生きと自己実現に向けて共に学ぶ学校づくりを進める。

2 共にめざす学校像

- (1) 視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合う中で共に活動し、共に学ぶ学校
- (2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かく支援する学校
- (3) 幼児期から専門的に支援する学校
- (4) 自立と社会参加をめざす学校
- (5) 保護者と共に育つ学校
- (6) 関係機関と連携して支援する学校
- (7) 地域の学校と共に育つ学校
- (8) 地域の人々と共に育つ学校
- (9) 遠隔地からの通学を支援する学校
- (10) 高い専門性を持つ教職員が連携・協働する学校
- (11) ユニバーサルデザインに基づく学校

第2章 盲学校・聾学校の教育

両校には、それぞれに幼稚部、小学部、中学部、高等部（本科・専攻科）を設置する。

高等部については、両校とも多様な教育的ニーズに応じ、自立と社会参加に向けた職業教育の充実を図るため、学科の再編を行う。

1 盲学校

(1) 教育の対象とする障害種別

「視覚障害」

(2) 高等部学科再編

科・専科	現行の学科編成	学科再編案
高等部 本 科	普通科(3年) 保健理療科(3年)	普通科(3年) 手技療法科(3年)
高等部 専攻科	研修科(1年) 理療科(3年) 理学療法科(3年)	手技療法科(3年) 鍼灸手技療法科(3年)

2 聾学校

(1) 教育の対象とする障害種別

「聴覚障害」

(2) 高等部学科再編

科・専科	現行の学科編成	学科再編案
高等部 本 科	普通科(3年) 理美容科(3年) 産業工芸科(3年) 被服科(3年)	普通科(3年) 理容科(3年) 産業情報科(3年)
高等部 専攻科	理美容科(1年) 産業工芸科(1年) 被服科(1年)	理容科(1年)

3 高等部学科再編の時期

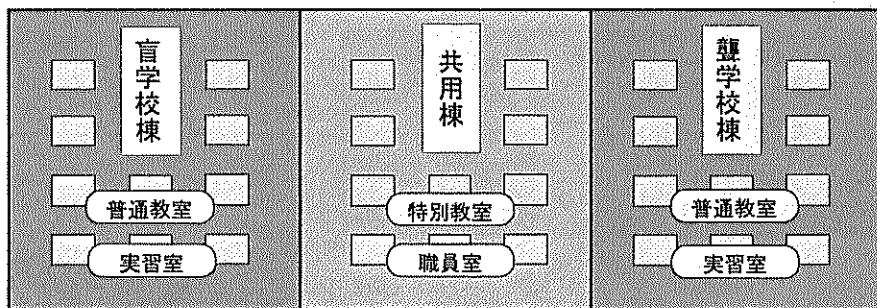
平成22年度より新学科で生徒募集を開始する。

4 平成26年度在籍児童・生徒数見込

- ・ 盲学校：35人から45人
- ・ 聰学校：50人から60人

第3章 新校舎の施設・設備

盲学校棟と聾学校棟を設置し、両棟の間に共用棟を設置する。



1 共用棟

ワーキングスペース、語らいスペース、特別支援教育センター室、特別教室等を設置し、視覚障害と聴覚障害に応じた設備とする。

2 共用施設

体育館、プール、運動場等を設置し、視覚障害と聴覚障害に応じた設備とする。

3 盲学校棟

- 普通教室、視能訓練室、臨床実習室、点字図書室、音声コンピュータ室等を設置する。
- 出入り口がわかりやすいような扉や壁の色の工夫、スイッチ・コンセントの位置の統一、凹凸の少ない柱や壁の整備、点字表示や触地図案内板の設置など、視覚障害に配慮した設備とする。

4 聰学校棟

- 普通教室、聽力検査室、言語訓練室、理容修練室、インテリア実習室等を設置する。
- 教室の床材や壁材には吸音性の高い材質を使用する、フラッシュライトや補聴システムを設置するなど、聴覚障害に配慮した設備とする。

5 その他の施設

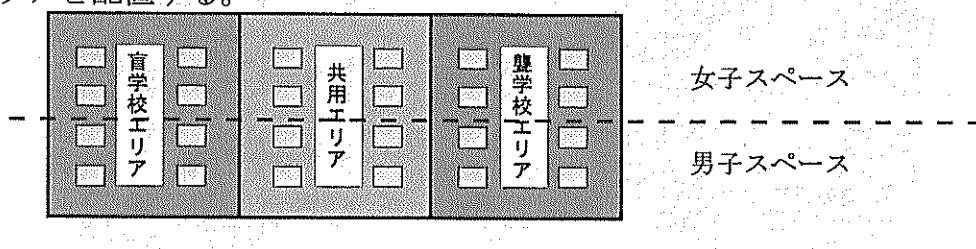
- 盲学校棟と聰学校棟のそれぞれに幼児・児童生徒用昇降口を設置する。
- 共用棟の廊下・階段については、両校の幼児・児童生徒が使用するため、安全な幅員、形状の工夫等に配慮する。また、幅広い年齢層への対応、肢体不自由を重複する者への対応のため、高低2段の手すり、エレベーター等を設置する。

6 施設概要

- 共用棟、盲学校棟、聰学校棟など、建物の総延床面積は、10,260m²程度。
- 建物の構造・規模については、基本計画時協議の上、決定する。

第4章 寄宿舎のあり方と施設・設備

それぞれの障害に応じた設備を備えた盲学校エリアと聾学校エリアを配置し、その間に共用エリアを配置する。



1 寄宿舎のあり方

- (1) 視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合う中で共に活動し、共に生活する寄宿舎
- (2) 障害の特性に応じて生活できる寄宿舎
- (3) 一人ひとりのニーズに応じて支援する寄宿舎
- (4) 主体的な生活を支援する寄宿舎
- (5) 保護者と共に育つ寄宿舎
- (6) 地域と共に育つ寄宿舎
- (7) ユニバーサルデザインに基づく安全・安心な寄宿舎

2 寄宿舎の主な施設

■共用エリア

- 共用施設：車イス対応舍室、自立支援室、多目的ルーム、浴室、洗濯室
教職員用施設：職員室、職員更衣室、指導員室

■盲学校エリア

- 生活施設：舍室（1人用、2人用）、学習室、給湯室、洗面所

■聾学校エリア

- 生活施設：舍室（1人用、2人用）、学習室、給湯室、洗面所

—今後のスケジュール—

○ 改築スケジュール

平成21年度	基本・実施設計
平成22年度	
平成23年度	
平成24年度	
平成25年度	建築工事 (平成25年度末新校舎完成)

○ 今後の取組

併置に伴い、両校は連携して学校を運営する必要があることから、「盲学校・聾学校の学校連携に係る検討委員会」を設置し、併置に向けた課題や今後の取組等について検討を行っている。今後も両校と特別支援教育課が協力し、併置の特色を生かした学校づくりをすすめることとしている。

盲学校・聾学校整備基本計画(案)



平成21年3月

徳島県教育委員会



目 次

はじめに 1

第1章 盲学校・聾学校のあり方

1 併置の特色を生かした学校づくり 2
2 共にめざす学校像 2

第2章 盲学校・聾学校の教育

1 盲学校 5
2 聾学校 7
3 高等部学科再編の時期 10
4 平成26年度在籍児童・児童生徒数見込 10

第3章 新校舎の施設・設備

1 共用棟 11
2 共用施設 12
3 盲学校棟 13
4 聾学校棟 15
5 その他の施設 18
6 施設概要 18

第4章 寄宿舎のあり方と施設・設備

1 寄宿舎のあり方 19
2 寄宿舎の主な施設 21

おわりに 23

○はじめに

徳島県立盲学校及び徳島県立聾学校の校舎は、老朽化が著しく、古いものでは築後40年以上経過しています。

また、増改築を繰り返してきたことから、動線が複雑化しており幼児・児童生徒の学習活動に支障が生じています。

さらに、近年、入学する幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進み、その実態に応じた施設整備が大きな課題となっています。

こうした中、平成18年2月には、本県における障害児教育のあり方について検討するために設置された「障害児教育改革検討委員会」の報告書において、今後の盲学校・聾学校については、幼児・児童生徒数の状況やそれぞれの教育のあり方を検討する中で、盲学校校地に両校を併置することが望ましいとの提言をいただきました。

また、平成19年3月には、障害児教育から特別支援教育への転換の流れを受け、本県における特別支援教育のあり方について検討を行った「特別支援教育のあり方検討委員会」の報告書において、特別支援学校に期待されるセンター的機能についての提言をいただいています。

県教育委員会では、いただいた提言や平成19年の学校教育法の改正により新たに始まった特別支援教育を推進する中での将来にわたる両校の教育のあり方などについて総合的に検討を進めてきた結果、関係者の皆様の深い御理解を得て、両校を併置し盲学校校地で改築することとし、この度、「盲学校・聾学校整備基本計画」を策定しました。

本基本計画では、これまでの障害児教育が特別支援教育に転換される中で、併置の特色を生かした新しい教育のめざす方向や新校舎建築に関する基本的な考え方、障害に配慮した施設・設備などについて示しております。



第1章 盲学校・聾学校のあり方

1 併置の特色を生かした学校づくり

両校が教育の対象とする障害種別については異なっていますが、ともに幼稚部、小学部、中学部、高等部本科及び専攻科を設置し、幼児から高校あるいは高校卒業者までの幅広い年齢層の幼児・児童生徒に、将来の自立と社会参加に向けた職業教育の充実をめざした学校づくりを進めるなど、共通点のある学校です。

また、両校とも、近年入学する幼児・児童生徒数が減少傾向にあるとともに、障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、この状況に応じた専門的な支援や中・高等部における進学に対応した教科指導、高等部における職業教育など、共通の課題を抱えています。

今回、両校を併置するにあたり、その特色を生かした教育を開発するとともに、共通に持つ課題の解決を図ることにより、一人ひとりが生き生きと自己実現に向けて共に学ぶ学校づくりを進めます。

2 共にめざす学校像

(1) 視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合う中で共に活動し、共に学ぶ学校

視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合い、尊重し合う中で、相互交流を図り、協力して学校行事を行うなど、共に活動し、共に学ぶ学校づくりを進めます。

(2) 一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細かく支援する学校

障害の特性、発達段階、本人と保護者の教育的ニーズ等の実態を的確に把握して、「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりに応じた指導の充実を図るとともに、「個別の教育支援計画」の作成により、継続的な支援を推進します。

(3) 幼児期から専門的に支援する学校

早期からの適切な教育は、その後の生活や学習の基本となることから、幼児一人ひとりのニーズに応じて専門的に支援します。

(4) 自立と社会参加をめざす学校

卒業後の自立と社会参加をめざし、生徒一人ひとりの能力・適性を把握し、職業教育の充実を図るとともに、それぞれに応じた主体的な進路選択ができるよう支援します。

(5) 保護者と共に育つ学校

幼児・児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導を充実するため、保護者と教職員の連携・協働を図ります。

(6) 関係機関と連携して支援する学校

幼児・児童生徒の多様な教育的ニーズに応えるため、医療、福祉、労働等との連携体制を構築するとともに総合的な支援をします。

(7) 地域の学校と共に育つ学校

幼児・児童生徒が地域社会の一員として、心豊かに生きていくことができるよう、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児・児童生徒と、共に活動し、共に学ぶ交流及び共同学習を推進します。

また、特別支援教育のセンター的機能を發揮し、相談支援や研修支援など総合的な支援を行います。

(8) 地域の人々と共に育つ学校

幼児・児童生徒が地域の人々から支援を得ながら、地域社会の一員として生きていくことができるよう、地域の教育力の積極的な活用、地域の人々への理解啓発活動の充実を図ります。

(9) 遠隔地からの通学を支援する学校

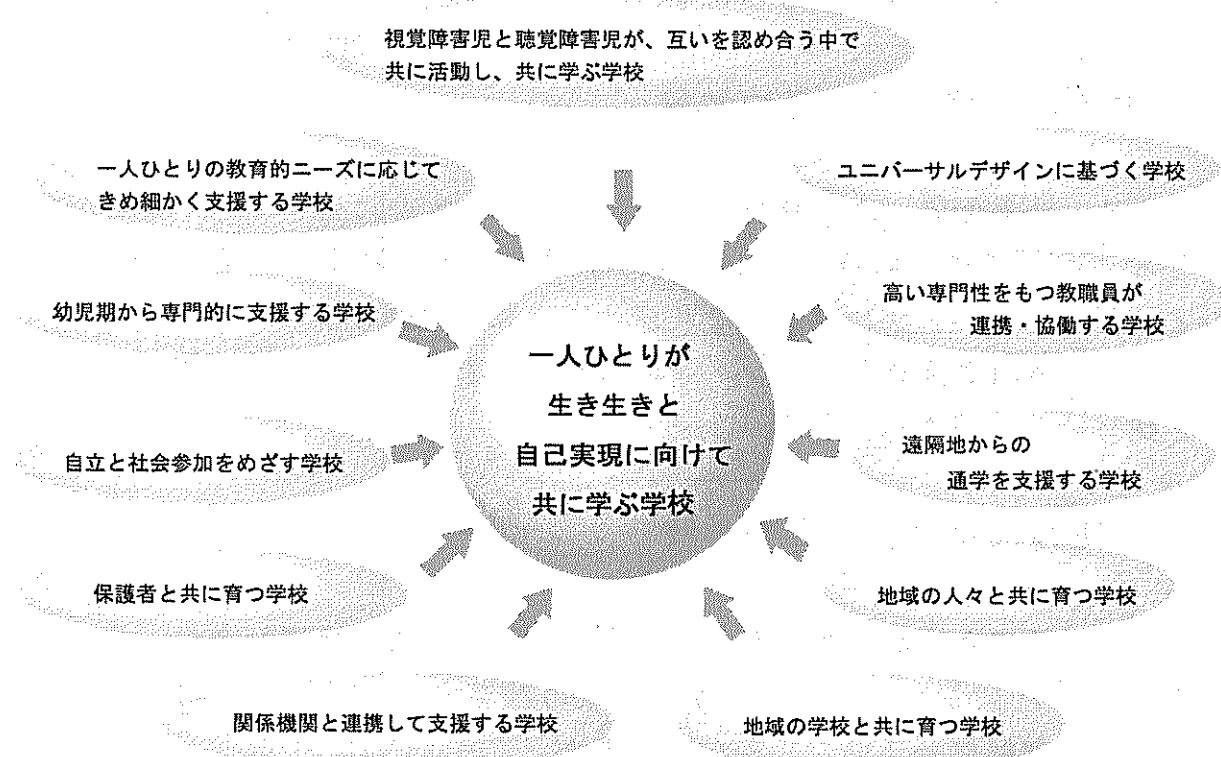
遠隔地からの通学を支援するため寄宿舎を整備します。寄宿舎においては、互いを認め合い、尊重しながら共に生活する中で、余暇時間の有意義な活用や多様な学びが充実するよう、環境を整備するとともにきめ細かい支援を行います。

(10) 高い専門性を持つ教職員が連携・協働する学校

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実にむけて、視覚障害、聴覚障害だけでなく、全ての障害に対する理解や知識、個々に応じた指導技法、各種検査方法等の研修を計画的、継続的に実施し、両校教職員の連携・協働による支援を行います。

(11) ユニバーサルデザインに基づく学校

知的障害、肢体不自由など、他の障害を重複する幼児・児童生徒も安全・安心に学ぶことができるユニバーサルデザインに基づく学校とします。





第2章 盲学校・聾学校の教育

盲学校と聾学校には、これまで同様に、それぞれに幼稚部、小学部、中学部、高等部（本科・専攻科）を設置します。

高等部については、両校とも多様な教育的ニーズに応じ、自立と社会参加に向けた職業教育の充実を図るため、「生徒・保護者等の希望」、「卒業生の雇用環境」の視点に立って学科の再編を行います。

1 盲学校

(1) 教育の対象とする障害種別

1) 障害種別

「視覚障害」

2) 障害の程度

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）

(2) 各学部における教育

1) 幼稚部

幼稚部では、幼稚園に準ずる教育を行うとともに、一人ひとりの発達の特性に応じ、遊びや様々な体験活動を通して、基本的生活習慣を育成し、物の触り方や見分け方などの感覚等を活用した状況の把握、日常生活に必要な基本動作に関することなどを学習します。また、子ども同士の関わりを広げるため、近隣の幼稚園や保育園と交流します。

2) 小学部・中学部

小学部・中学部では、視覚障害に配慮しながら、小学校又は中学校に準ずる教育を行うほか、知的障害を重複した児童生徒に応じた教育を行います。「各教科」の学習では、障害の状態等に応じて、教材・教具を工夫し、学力の定着に努めます。また、「自立活動」では各教科及び領域、日々の生活などとの関連を図りながら、点字、弱視レンズの使用、歩行などの指導を行います。さらに、社会経験を広め、社会性や豊かな人間関係を育てるため、近隣の小学校や中学校と交流します。

3)高等部

① 高等部学科再編における基本的な考え方

ア 生徒・保護者等の希望

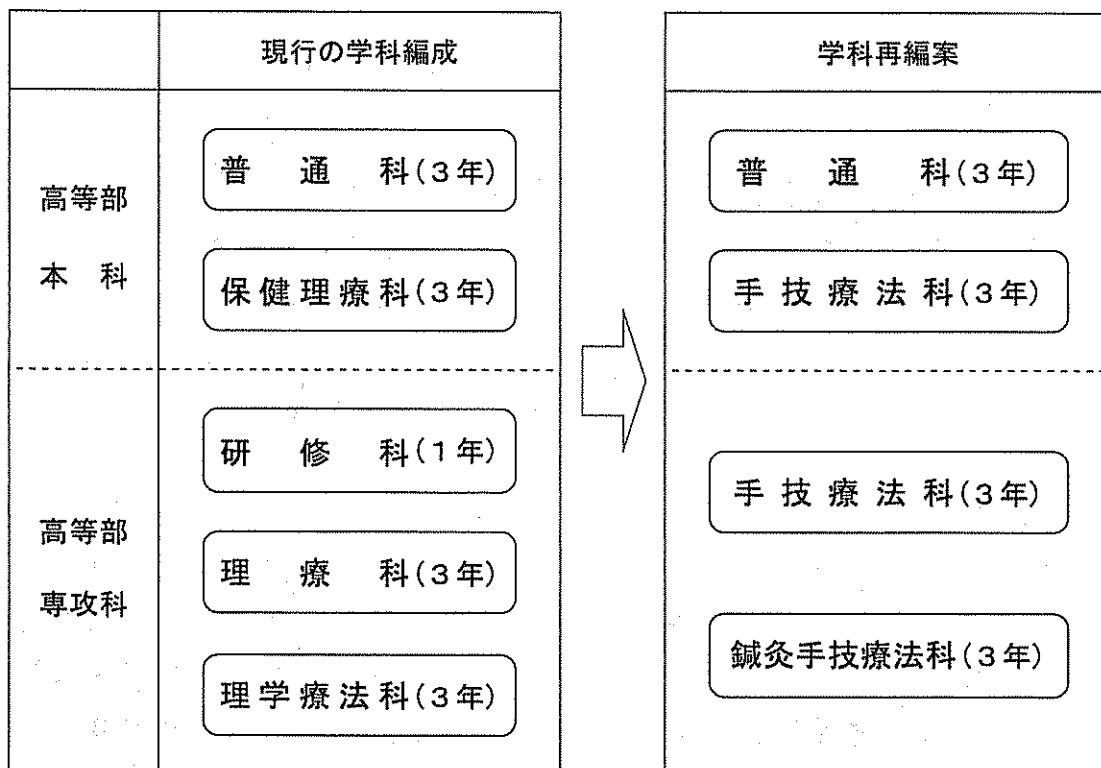
- ・ 高等学校等を卒業して、盲学校専攻科へ進学する生徒の中には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師」の3つの資格取得を希望する者や「あん摩マッサージ指圧師」のみの資格取得を希望する者もいるため、これらのニーズに応じた学科を設置してほしい。
- ・ 教育内容や取得可能な資格がわかりやすい学科名にしてほしい。

イ 卒業生の雇用環境

- ・ 「あん摩マッサージ指圧師」などの資格を有する生徒は、治療院のほか、病院や老人保健施設等にも就職しており、就労の幅が広がっています。また、治療院で経験を積み、開業する者もいます。
- ・ 「理療科」の生徒には、理療科教員養成施設に進学し、盲学校の理療科の教員になる者もいます。

② 学科再編案

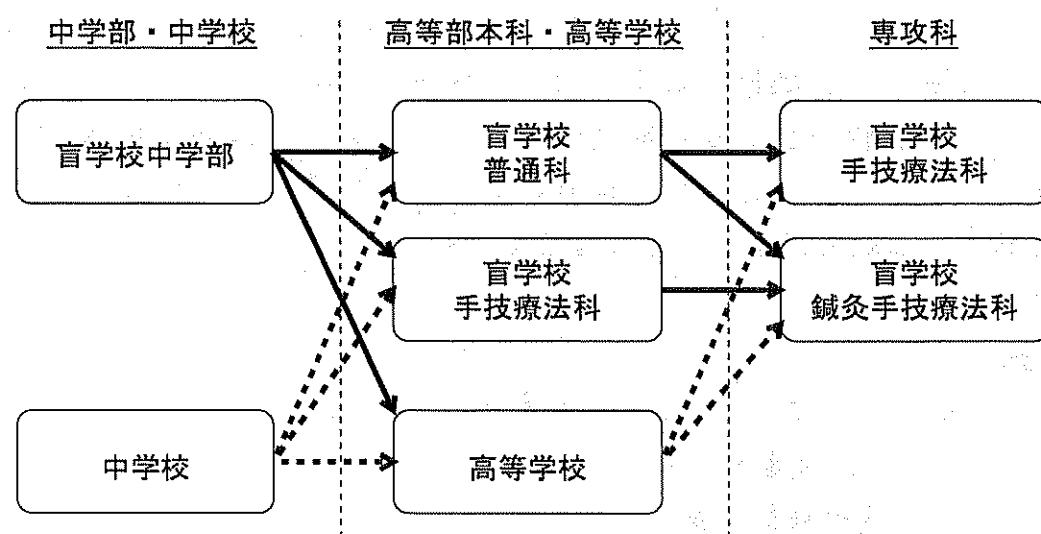
①で示した基本的な考え方をもとに、次の通り学科再編を行います。



- 本科には「普通科」を設置し、卒業後の進路選択の幅を広げるため、専攻科や大学への進学などをめざし、高等学校普通科に準ずる教育を行うほか、知的障害を重複した生徒に応じた教育を行います。
- 「あん摩マッサージ指圧師」の資格を取得することにより、治療院の開業をはじめ、医療・福祉の各分野への就職ができることから、「あん摩マッサージ指圧師」養成のための専門教育を行う学科を、本科及び専攻科に設置します。さらに、「あん摩マッサージ指圧師」に加え、「はり師及びきゅう師」養成のための専門教育を行う学科を専攻科に設置します。

学科名については、学習内容や取得可能な資格がわかりやすい「手技療法科」及び「鍼灸手技療法科」とします。

③ 高等部本科・専攻科への進学



2 聾学校

(1) 教育の対象とする障害種別

1) 障害種別

「聴覚障害」

2) 障害の程度

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することができない又は著しく困難な程度のもの（学校教育法施行令第22条の3）

(2) 各学部における教育

1) 幼稚部

幼稚部では、幼稚園に準ずる教育を行うとともに、補聴器を活用し、遊びや様々な体験活動を通して、話し言葉の習得を促し、基礎的な言語力を身につける指導を行います。また、個別学習において、発語・発音・聴覚活用等を中心とした学習も行います。さらに、子ども同士の関わりを広げるため、近隣の幼稚園や保育園と交流します。

2) 小学部・中学部

小学部・中学部では、聴覚障害に配慮しながら、小学校又は中学校に準ずる教育を行うほか、知的障害を重複した児童生徒に応じた教育を行います。一人ひとりに応じた指導を基本として基礎学力の向上をめざすとともに、「自立活動」においては、言語力を高めるため、「発音・发声」、「聴覚学習」、「補聴器の活用」などの学習を行います。また、社会経験を広め、社会性や豊かな人間関係を育てるため、近隣の小学校や中学校と交流します。小学部には、通級指導教室を設置し、小学校の通常学級に在籍する難聴の児童を対象に指導を行います。

3) 高等部

① 高等部学科再編における基本的な考え方

ア 生徒・保護者等の希望

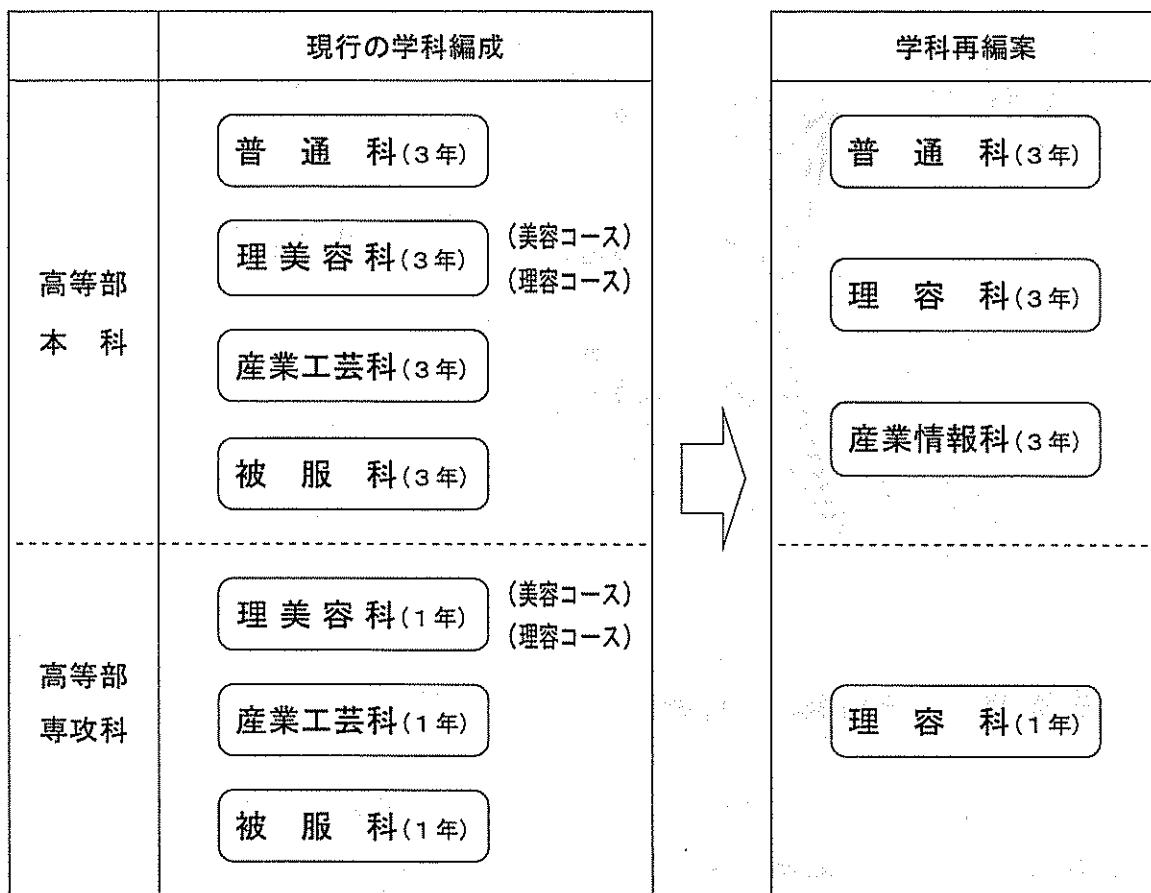
- ・ 働く態度や技能を身につける学科を設置してほしい。
- ・ 進路選択の幅を広げるため、大学進学に向けた教育を充実してほしい。
- ・ 情報化の進展に対応し、情報に関する基礎的な学習を取り入れてほしい。

イ 卒業生の雇用環境

- ・ 「理容師」の資格を有する生徒は、理容店に就職しています。また、理容店で経験を積み、開業する者もいます。しかし、「美容師」の資格を有する生徒への求人は、ほとんどない状況が続いています。
- ・ 「普通科」、「産業工芸科」、「被服科」において、就職を希望する生徒は、県内・外の機械、自動車、繊維等製造業の事業所に就職をしています。

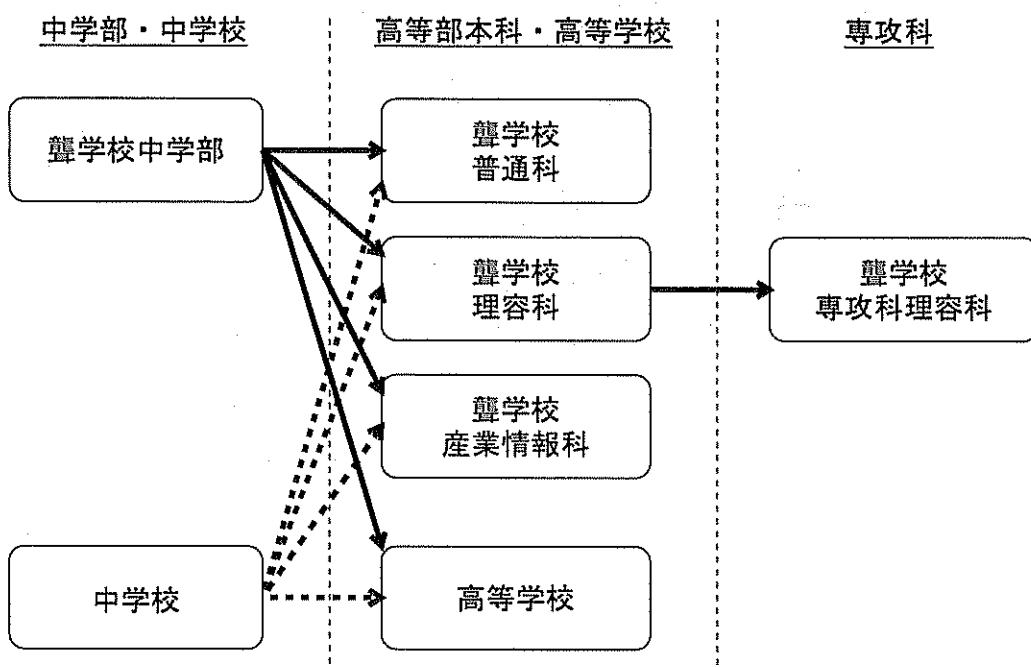
② 学科再編案

①で示した基本的な考え方をもとに、次の通り学科再編を行います。



- 本科には「普通科」を設置し、卒業後の進路選択の幅を広げるため、大学への進学などをめざし、高等学校普通科に準ずる教育を行うほか、知的障害を重複した生徒に応じた教育を行います。
- 「理容師」の資格を取得することにより、将来的には理容店の開業也可能となることから、「理容師」の養成のための専門教育を行う「理容科」を本科に設置します。さらに、本科「理容科」卒業生を対象として、理容に関するより高度な知識と技能を習得するための専門教育を行う専攻科「理容科」を設置します。
- 木工や製図など工業に関する専門教育や被服製作やファッショングデザインなど家庭に関する専門教育を行うとともに、情報化の進展に対応し、情報に関する基礎的な学習を行う「産業情報科」を本科に設置します。同科においては、事業所における就労体験を通して、卒業後の就労に向けた実践的な知識や技能、態度を育てます。

③ 高等部本科・専攻科への進学



3 高等部学科再編の時期

両校の高等部学科については、社会の変化や時代のニーズ等に対応するため、早期に再編を行う必要があります。また、学校や保護者等からできるだけ早く実施してほしいという要望もあることから、新校舎完成に先立ち、平成22年度に学科再編を行い、社会の変化や保護者等の希望に添った教育を展開することとしています。

4 平成26年度在籍児童・生徒数見込

平成26年度（新校舎の供用開始予定）における児童・生徒数見込は次の通りです。

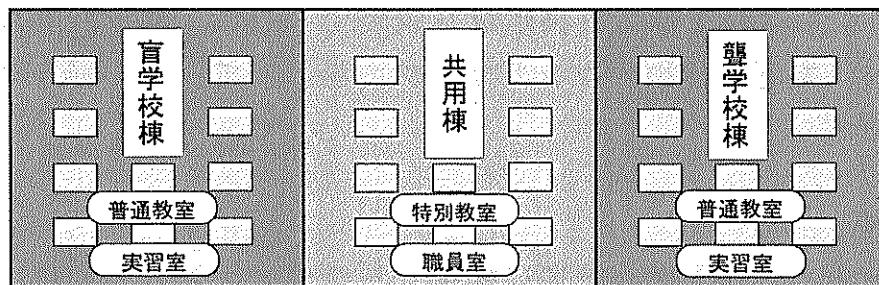
学 校 名	幼児・児童生徒数見込
徳島県立盲学校	35～45人
徳島県立聾学校	50～60人



第3章 新校舎の施設・設備

新校舎については、盲学校棟と聾学校棟を設置し、両棟の間に共用棟を設置します。

盲学校棟と聾学校棟には、それぞれ普通教室、専門教室、専門教科の実習室等を設置し、共用棟には、特別教室、職員室等を設置します。



各棟において整備する主な施設・設備は次の通りです。

1 共用棟

(1) ワーキングスペース

教科、領域、教科・領域をあわせた指導、交流及び共同学習など、多様な学習に対応できる空間としてワーキングスペースを設置し、両校の児童生徒の交流の場としても活用します。パソコン、図書などを備え、調べ学習やグループ学習を行うスペースとして整備します。

(2) 語らいスペース

休み時間や放課後に、両校の幼児・児童生徒が自然に相互交流を図る空間として、普通教室から近い廊下部分に設置します。

(3) 特別支援教育センター室

盲学校と聾学校は、障害のある幼児・児童生徒と保護者に対する相談支援を行うなど、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮することが求められています。このため、来校した相談者のプライバシーを保つことができる相談スペースに加え、資料展示コーナーなどを備えた特別支援教育センター室を整備します。

(4) 特別教室

中・高等部の理科室、家庭科室などの特別教室については、共用することとしており、視覚障害と聴覚障害に対応できる設備を整備します。普通教室は、盲学校棟と聾学校棟にそれぞれ専用に設置します。

(5) 保健室

両校の幼児・児童生徒の出入りに便利で、職員室や体育館、グランドから連絡のよい位置に配置します。

健康に関する情報を伝える掲示板を設定するなど、健康教育の中心となるとともに、児童生徒のカウンセリングの場として、立ち寄りやすい位置に配置します。

(6) 図書室

両校の幼児・児童生徒の障害に配慮した設備とともに、幅広い年齢層の利用者に対応した閲覧机、書架及び閲覧コーナーを整備します。

視覚補助具等の機器、対面朗読やCDの使用が可能なスペースを設置します。また、車いすを使用する幼児・児童生徒が、円滑に図書の出し入れや閲覧などを行うことができるよう配慮します。

(7) ランチルーム

ランチルームでは、両校の中・高等部の生徒が給食を食べることから、それぞれの障害に応じた設備とします。

寄宿舎の食事においても使用しやすい位置に配置します。

2 共用施設

(1) 体育館

体育館には、メインアリーナ、器具庫、さらに、柔道場や小体育館（剣道場）も整備することとし、両校の幼児・児童生徒の障害に配慮するとともに、幅広い年齢層の利用者に対応した施設・設備とします。儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等において、両校が合同で利用することにも考慮し、ステージ、控え室等の配置を工夫します。

(2) プール

視覚障害児には、壁面への衝突防止、水槽への転落防止等のために必要な設備を整備します。また、聴覚障害児には、わかりやすい指示・注意のための設備を整備します。

(3) 運動場

体育の授業以外に盲学校ではグランドソフトボール、聾学校では陸上競技等の部活動が行われており、これらの活動にも対応できる運動場とします。

周囲に住宅が密集していることから、運動場の表層部分の材料は、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に留意し、運動の内容に適したものとします。

3 盲学校棟

(1) 専門的な教育に必要な施設

1) 視能訓練室

視力検査機器を備え、幼児・児童生徒の視力、視野等の視覚に関する検査や注視や追視等の視知覚に関する学習の場として使用します。また、教育相談のため来校した幼児・児童生徒の検査も行います。

2) 臨床実習室

授業の一環として、本科手技療法科、専攻科手技療法科及び専攻科鍼灸手技療法科の生徒が、外来者を対象に、「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」の臨床実習を行います。臨床実習室に隣接して待合室、診察室等を整備します。臨床実習室は、外来者及び生徒が利用しやすい位置に配置します。

3) 点字図書室

幼児・児童生徒の利用だけでなく、県立図書館の分室として、保護者等にも貸出を行うことから、幅広い年齢層の興味・関心や読書の実態に対応した点字図書を備えます。点字教科書のセンター的機能を有し、点字教科書の閲覧や検索ができます。図書室と隣接して配置し、連携を図ります。

4) 音声コンピュータ室

モニターの画面を音声で読み上げるコンピュータと点字プリンタなどの情報機器を備え、文書処理や情報の収集などの学習を行います。

5) 自立活動室

重要な教育活動として位置づけられている自立活動のうち、「身体の動き」「環境の把握」等に関する学習の場として使用し、感覚・運動機能を高めるため、バランスボード、エアトランポリン、マットなどの器具を備えます。

6) 作業学習室

中・高等部の生徒を対象に、機織りや事業所からの委託作業などの作業学習を実施し、卒業後の自立と社会参加をめざし、職業生活や家庭生活に必要な基礎的な知識や技能を習得し、働く力や生活する力を高めるための学習の場として使用します。

(2) 視覚障害に配慮した設備

1) 教室

① 出入り口・表示

出入り口を分かりやすくするために、扉の色と壁面の色にコントラストをつけるとともに、出入り口の柱や手すりに点字表示をつけます。また、出入り口には引き戸を設置します。

② コンセント・スイッチ

各室のスイッチやコンセント等の位置を統一し、普段使用しない部屋に入った場合でも戸惑うことがないように配慮します。

③ 柱・壁

柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、生徒用ロッカーや収納庫を壁面収納タイプとし、凹凸の少ない空間とします。

④ 照度

個々の児童生徒の見えやすさに対応するため、室内の明るさの調節ができるように、ブラインド又は遮光カーテン、調光機能付き照明器具等を整備します。

⑤ ホワイトボードと黒板

個々の児童生徒の見えやすさに対応するため、スライド式で、ホワイトボードと黒板を切り替えて使うことができるタイプを整備します。また、幼稚部や小学部低学年の教室は、黒板面の高さの調節ができるタイプを設置します。

2) 廊下・階段

階段部は、廊下と異なった色とするとともに、階段の蹴上と踏面は異なった色とし、区別ができるようにします。また、階段と踊り場は材質を変え、踏音及び質感によって判断ができるようにします。

廊下の手すりには、階段への接近がわかるように点字表示をします。

教室と同じように、柱や壁のコーナーの面取りを行うとともに、消火器を壁面収納タイプとするなど、凹凸の少ない空間とします。

3) 拡大読書器

幼児・児童生徒の使用頻度が高いワーキングスペースや図書室などにも、拡大読書器を配置します。

4) 各種案内表示（共用棟にも設置）

場所を特定するための点字表示、触地図案内板、音声誘導装置、視覚障害者誘導用ブロック等を設置し、視覚障害児が安全に行動ができるようになります。

4 聾学校棟

(1) 専門的な教育に必要な施設

1) 聴力検査室

聴力検査機器を備え、在校生及び教育相談のため来校した幼児・児童生徒の聴力検査を実施します。幼児に対する検査は、遊びながら音に対する反応をみるため、自由に動くことができるスペースの検査室を設置します。

2) 言語訓練室

発音・発語訓練器、パソコン等を使用し、基礎的な言語力を身につけることを目標に、「発音の練習」「発音器官（唇・舌・のどなど）の体操」「息の練習」「いろいろな音や声を聞く練習」などの学習を行います。

3) 理容修練室

理容所としての施設・設備を整え、授業の一環として、本科理容科及び専攻科理容科の生徒が、外来者を対象に「理容」に関する実習を実施します。

4) インテリア実習室・アパレル実習室

高等部産業情報科の生徒が、デザイン・製図などの工業に関する専門的な学習や被服製作・ファッショングデザインなどの家庭に関する専門的な学習を行います。

5) 自立活動室

肢体不自由等を重複する生徒に対して、自立活動のうち、「身体の動き」、「環境の把握」等に関する学習の場として使用し、スクーターボード、ハンモック、トランポリンなどの器具を使って、バランスのとり方や体の動かし方などを学習します。

6) 作業学習室

続けて働くことができる体力と根気、仕事中の報告の仕方など、働くために必要な基礎的な知識や技能を育成するため、中・高等部の生徒を対象に、事業所からの委託作業や紙漉などの作業を行います。

(2) 聴覚障害に配慮した設備

1) 教室

① 床材・壁材

教室の床材や壁材は、吸音パネルやカーペットなど、吸音性の高い材質を使用します。

② 照度

相手の口の形、表情、指文字、手話等を読みとりながら学習が進められることに留意し、十分かつ適切な照度を確保できるように計画します。

③ スライド式の黒板

聴覚障害児の学習においては、文字による情報伝達量が多いため、多くの情報を記入することができるよう、スライド式の黒板を設置します。また、幼稚部や小学部低学年の教室は、黒板面の高さの調節ができるタイプを設置します。

2) 廊下・階段

廊下・階段では、視覚的に他者が把握できるようにコーナーの壁面の形状を工夫したり、鏡を設置するなどの配慮をします。

3) フラッシュライト、パトライト

教室や廊下にフラッシュライト等を設置し、授業の始業・終業や非常時などの情報を光で伝えます。

例) 白色：授業の始業・終業、 赤色：緊急通報

4) 文字情報システム

電光掲示板又はディスプレイを校内の各所に設置し、学校生活に関する様々な情報を配信するとともに、緊急時における避難場所等について詳しい情報を伝達するなど、視覚的な情報の保障を図ります。

5) 補聴システム

各教室及び特別教室には、話し手（教師）のマイクを通した音声信号を補聴器（受信機）が受け取る補聴システムを設置します。教室外部からの電波の混信を防ぐため、校舎の外壁、教室の床は電波をシールドする構造とします。

① ループシステム

普通教室や集団での活動を行う場所などに、音声信号電流をループアンテナで磁界信号に変換し、補聴器に送信するシステムを設置します。

② FM補聴システム

実習などの作業的・活動的な学習が行われる教室などに、FM発信マイクを使用し、聞き手の装着している受信機に直接送信するシステムを配備します。

③ 拡声システム

ループシステムを設置した部屋及び 45 m^2 程度以上の広さのある部屋には、マイクとスピーカーを設置します。

6) スクリーン

プロジェクターを使用した情報伝達を行う機会が多いため、教室、特別教室、ワークキングスペース、多目的スペース、会議室等にスクリーンを設置します。

7) 鏡と洗面台

発音指導のため、教師と生徒が並んで映り込む程度の壁掛け鏡を各教室に設置します。また、発音学習時の衛生面を考慮し、洗面台を各教室に設置します。

8) 電子情報ボード

コンピュータの画面を写したり、画面に直接書き込むことのできる電子情報ボードを、ワーキングスペースや多目的ルーム等に配置します。

5 その他の施設

(1) 昇降口

視覚障害児と聴覚障害児の特性に応じ、安全性を確保するため、盲学校棟と聾学校棟のそれぞれに生徒用昇降口を設置します。

(2) 共用棟の廊下・階段

共用棟の廊下・階段においては、両校の幼児・児童生徒が使用することから、安全な幅員の確保、形状の工夫等に配慮します。また、幼稚部から高等部専攻科までの幅広い年齢層の幼児・児童生徒への対応、肢体不自由を伴う者への対応のため、高低2段の手すり、エレベーター、スロープ等を設置します。

6 施設概要

(1) 建物の総延床面積

盲学校棟	共用棟 寄宿舎棟 体育館・プール	聾学校棟
10,260m ² 程度		

(2) 建物の構造・規模 (基本計画時に協議の上、決定)

校舎 (盲学校棟、聾学校棟、共用棟)	鉄筋コンクリート造3～4階
寄宿舎棟	鉄筋コンクリート造2～3階
体育館	鉄筋コンクリート造1～2階
プール	F R P 20～25m、3～4コース

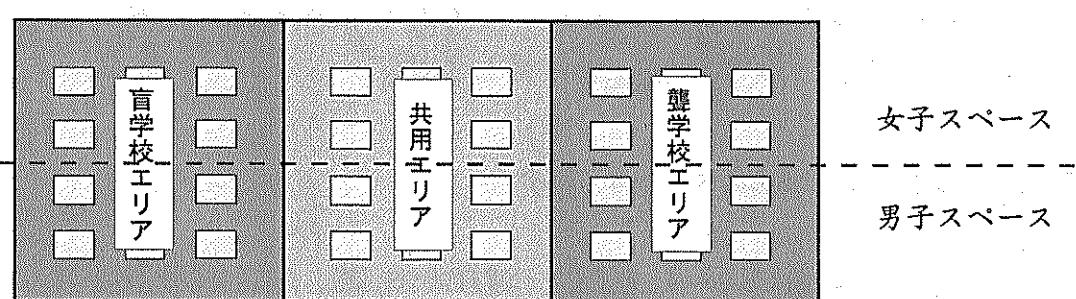
(3) 屋外施設 (面積等については、基本計画時に協議の上、決定)

- 1) 運動場
- 2) 駐車場・駐輪場

○第4章 寄宿舎のあり方と施設・設備

寄宿舎は、それぞれの障害に応じた盲学校エリアと聾学校エリアを設置し、その間に共用エリアを設置します。

盲学校エリアと聾学校エリアには、それぞれ居室、学習室等を設置し、共用エリアには、多目的スペース、職員室等を設置します。



1 寄宿舎のあり方

(1) 視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合う中で共に活動し、共に生活する寄宿舎

視覚障害児と聴覚障害児が、互いを認め合いながら生活することができるよう、共に活動する行事や協力して取り組む組織づくりを行います。

このため、話し合いや行事を行うための「多目的ルーム」や、互いのコミュニケーションを図る「談話スペース」を設置します。

(2) 障害の特性に応じて生活できる寄宿舎

視覚障害児と聴覚障害児が主に生活する居住空間（舎室、洗面等）は、基本的にはエリアを分けて配置し、障害の特性に応じた施設・設備を整備します。

(3) 一人ひとりのニーズに応じて支援する寄宿舎

寄宿舎での生活指導について、学校と連携・協働し作成した「個別の教育支援計画」に基づくきめ細かい支援をします。

寄宿舎では、日常生活上の世話及び指導だけでなく、余暇活用に関することや悩み事の相談など、一人ひとりのニーズに応じた支援を行う必要があるため、様々な活動を行う「多目的ルーム」や「和室」を設置します。

また、学習習慣づくりのため、友だちや寄宿舎指導員等と一緒に宿題や自主学習ができるよう「学習室」を設置します。

(4) 主体的な生活を支援する寄宿舎

卒業後の自立と社会参加をめざし、調理や洗濯、風呂の掃除などを独りで行うことができるワンルームマンション型の「自立支援室」を設置します。

(5) 保護者と共に育つ寄宿舎

寄宿舎での生活の充実を図るため、保護者と寄宿舎指導員の連携・協働を図ります。

(6) 地域と共に育つ寄宿舎

地域の人々に余暇活動の講師を依頼したり、寄宿舎の行事に地域の人を招いての交流を進めます。

(7) ユニバーサルデザインに基づく安全・安心な寄宿舎

視覚障害と聴覚障害の特性等を考慮しつつ、夜間の火災や災害に備えるなど、安全性及び機能性を十分に確保した施設・設備の充実を図ります。

2 寄宿舎の主な施設

■共用エリア

共用施設

車イス対応舎室、自立支援室、多目的ルーム、談話スペース、和室
浴室、洗濯室、トイレ

教職員用施設

職員室、職員更衣室、指導員室

■盲学校エリア

生活施設

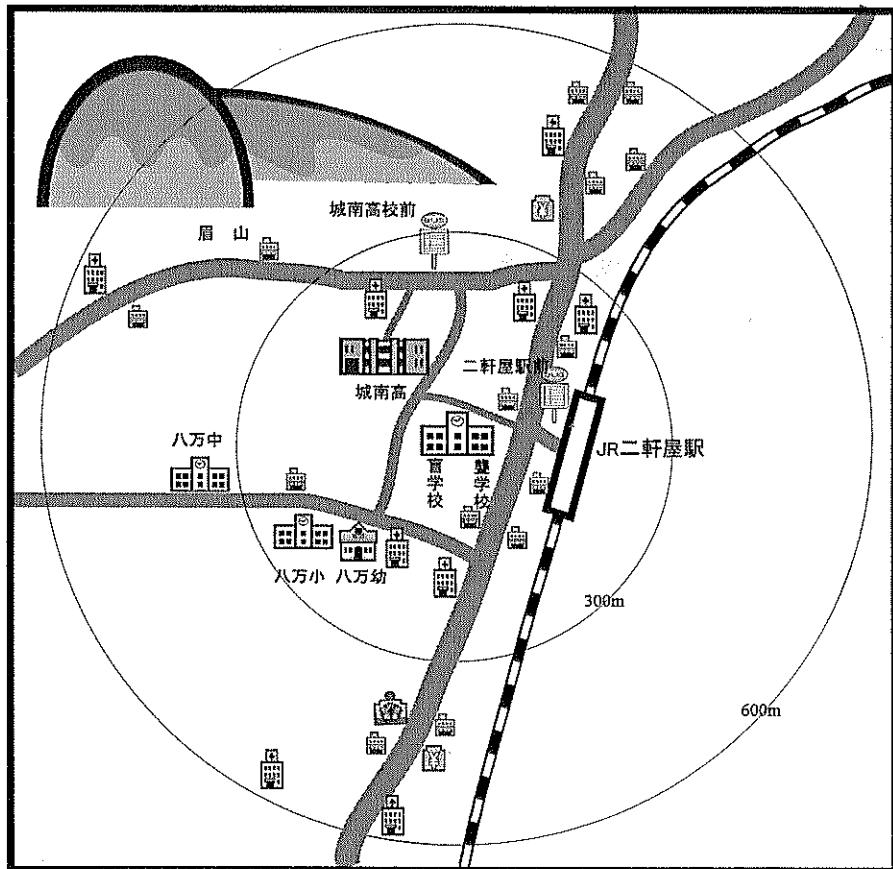
舎室（1人用、2人用）、学習室、給湯室、洗面所、トイレ

■聾学校エリア

生活施設

舎室（1人用、2人用）、学習室、給湯室、洗面所、トイレ

<学校周辺の状況>



■ : 商店

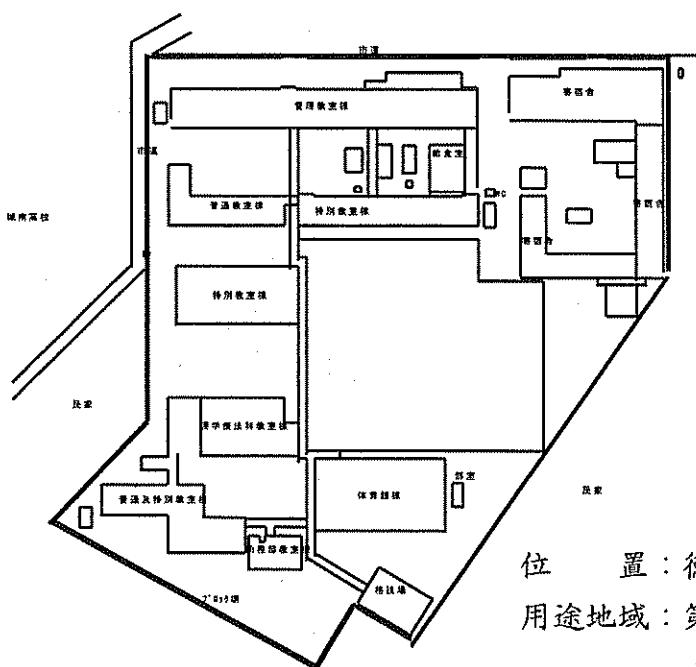
■ : 病院

■ : 交番

■ : バス停

■ : 銀行

<盲学校校地の状況>



位 置：徳島市二軒屋町2丁目4番55号
用途地域：第一種住居地域

○ おわりに

この計画は、盲学校と聾学校を盲学校校地に併置するにあたり、両校が協力して進める学校づくりに合わせ、施設・設備のあり方等についての基本計画を策定したものです。

両校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部本科及び専攻科が設置されており、幅広い年齢層の幼児・児童生徒が在籍し、それぞれの障害の特性に応じた支援を受けながら、将来の自立と社会参加に向けて学んでいます。

また、特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域の学校等に対して、相談支援や研修支援など総合的な支援を行っています。

このような両校の持つ役割を十分に果たし、それぞれの学校で学ぶ幼児・児童生徒にとって、よりよい学校となるためには、ハード面の整備に加えて、両校が独自にめざす教育や連携した教育など、ソフト面での整備が必要となります。

今後は、本計画の主旨に基づき、平成25年度末の新校舎完成をめざし、併置の特色を生かした学校づくりをすすめてまいります。また、併置による教育がスムーズに行えるよう、盲学校と聾学校の学校連携のあり方について、両校と特別支援教育課が協力して検討していくこととしています。



盲学校・聾学校整備基本計画

平成21年3月
徳島県教育委員会
